

(案)

番 号  
年 月 日

文部科学大臣 宛

原子力委員会委員長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営  
に関する目標（中長期目標）の変更について（答申）

平成27年11月10日付け27文科開第527号をもって独立  
行政法人日本原子力研究開発機構法第25条の規定に基づき意見を  
求められた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の中長期目標  
の変更については、妥当と認める。